

流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第2項の規定に基づき、平成30年度において県の行う流域下水道事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を次のとおり定めます。

1. 市町が負担する部分

県が行う流域下水道事業に要する費用から国費を除いた額の2分の1

事業費	国費	1/2	1/2	
		県(起債)	市町負担金	
		A市	B市	C町

関係市町の負担割合は計画汚水量をベースに各処理区の構成市町からなる下水道推進連絡協議会で協議、決定している。

2. 負担すべき金額

○湖南中部処理区

市町名	負担金額(円)
大津市	81,207,781
近江八幡市	55,801,629
草津市	91,055,128
守山市	59,609,269
栗東市	57,048,960
甲賀市	66,108,518
野洲市	55,932,927
湖南市	54,948,193
東近江市	100,836,824
日野町	15,493,158
竜王町	18,447,362
計	656,489,749

○湖西処理区

市町名	負担金額(円)
大津市	158,183,456

○東北部処理区

市町名	負担金額(円)
彦根市	136,542,938
長浜市	151,880,638
東近江市	23,817,079
米原市	42,022,804
愛荘町	32,712,113
豊郷町	8,895,035
甲良町	9,892,609
多賀町	9,892,609
計	415,655,825

○湖南中部処理区（守山栗東雨水幹線）

市町名	負担金額(円)
守山市	60,208,675
栗東市	54,913,075
計	115,121,750

○高島処理区

市町名	負担金額(円)
高島市	144,966,303

4処理区合計 1,490,417,083 円

3. 根拠法

下水道法

(市町村の負担金)

第31条の2 第3条第2項又は第25条の10第1項の規定により公共下水道又は流域下水道を管理する都道府県は、当該公共下水道又は流域下水道により利益を受ける市町村に対し、その利益を受ける限度において、その設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用の全部又は一部を負担させることができる。

2 前項の費用について、同項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見を聞いたうえ、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

**流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき
金額を定めることにつき議決を求めることについて**

下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第2項の規定に基づき、平成30年度において県の行う流域下水道事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を次のとおり定めます。

関係市町名	負担すべき金額(円)		
	既決額	増減額	計
大津市	239,996,955	△ 605,718	239,391,237
彦根市	155,554,749	△ 19,011,811	136,542,938
長浜市	173,028,023	△ 21,147,385	151,880,638
近江八幡市	60,882,412	△ 5,080,783	55,801,629
草津市	99,345,770	△ 8,290,642	91,055,128
守山市	125,508,616	△ 5,690,672	119,817,944
栗東市	117,396,438	△ 5,434,403	111,962,035
甲賀市	72,127,751	△ 6,019,233	66,108,518
野洲市	61,025,665	△ 5,092,738	55,932,927
湖南市	59,951,269	△ 5,003,076	54,948,193
高島市	130,261,253	14,705,050	144,966,303
東近江市	137,151,393	△ 12,497,490	124,653,903
米原市	47,873,928	△ 5,851,124	42,022,804
日野町	16,903,822	△ 1,410,664	15,493,158
竜王町	20,127,009	△ 1,679,647	18,447,362
愛荘町	37,266,846	△ 4,554,733	32,712,113
豊郷町	10,133,552	△ 1,238,517	8,895,035
甲良町	11,270,024	△ 1,377,415	9,892,609
多賀町	11,270,024	△ 1,377,415	9,892,609
計	1,587,075,499	△ 96,658,416	1,490,417,083

ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。